

DV（ドメスティックバイオレンス）とは

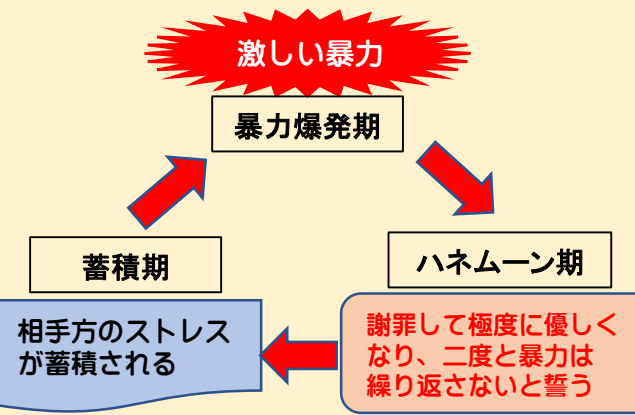
一般的に親密といわれる関係にある人（婚姻関係、内縁関係、恋人など）からの暴力のことをいい男女の性別を問いません。

- 身体的暴力
殴る、蹴る、ひきずり回すなど
- 精神的暴力
無視する、暴言を吐く、脅迫するなど
- 性的暴力
性行為を強要する、避妊に協力しない、無理にアダルトビデオを見せるなど
- 経済的暴力
生活費を出さない、借金をさせるなど

配偶者（男女の性別を問わない）からの暴力で悩んでいるあなたへ

自分にも悪いところがあるから、自分さえ我慢すればなどと思っていないですか？
家庭内でも暴力は犯罪です。
ひとりで悩まず、まず、相談してください。

暴力がおさまり相手が優しくなっても、それはいわゆる「ハネムーン期」かもしれません



県内相談窓口一覧

◎警察（最寄りの警察署）

※緊急の場合は **110** 番通報

警察安全相談室

＃9110 又は ☎ 098-863-9110

那覇警察署 ☎ 098-836-0110

豊見城警察署 ☎ 098-850-0110

糸満警察署 ☎ 098-995-0110

与那原警察署 ☎ 098-945-0110

浦添警察署 ☎ 098-875-0110

宜野湾警察署 ☎ 098-898-0110

沖縄警察署 ☎ 098-932-0110

嘉手納警察署 ☎ 098-956-0110

うるま警察署 ☎ 098-973-0110

石川警察署 ☎ 098-964-4110

名護警察署 ☎ 0980-52-0110

本部警察署 ☎ 0980-47-4110

宮古島警察署 ☎ 0980-72-0110

八重山警察署 ☎ 0980-82-0110

◎配偶者暴力相談支援センター

沖縄県女性相談支援センター

☎ 098-854-1172

南部福祉事務所 ☎ 098-889-6364

中部福祉事務所 ☎ 098-989-6603

北部福祉事務所 ☎ 0980-52-0051

宮古福祉事務所 ☎ 0980-72-3132

八重山福祉事務所 ☎ 0980-82-2330

◎沖縄県男女共同参画センター

ているる相談室 ☎ 098-868-4010

D V

悩んでいませんか？



沖縄県警察

DV(配偶者暴力)対策の流れ

配偶者や事実上婚姻関係と同様の事情にある相手方から、身体に対する暴力、または精神的、性的及び経済的な暴力を受けた場合は、すぐに、お近くの警察へご連絡ください。ご相談の内容に応じて、下記の手順で迅速な対応を致します。

あなた(被害者)

警察の対応

検挙してほしい

被害届を提出する

捜査・検挙

暴行・傷害・脅迫
器物損壊・名誉毀損
など

注意してほしい

相手方に対し、
任意出頭を求める
などの方法により

口頭警告

警察本部長等の援助の例

- 配偶者暴力相談支援センター等の行政機関の紹介
- 相手方からの行方不明者届の不受理
- 住民票の閲覧制限等の支援
- 相手方と交渉するための警察からの連絡や警察施設の利用

援助してほしい

「援助申出書」
を提出する

警察が対応して
捜査・検挙

警察以外の対応

相手方を引き離して
ほしい

「保護命令」の申立て
※身体的暴力や生命、身体、
自由、名誉又は財産等に対する
脅迫がある場合

地方裁判所

保護命令

- 退去命令(原則2か月で特例として6か月)
- 申立人への接近禁止命令(1年)
- 子どもへの接近禁止命令(1年)
- 親族等への接近禁止命令(1年)
- 電話等の一定の行為に対する禁止命令(1年)

専門の行政機関等を
紹介してほしい

配偶者暴力相談支援セ
ンター(県)、法テラス、
市の女性相談窓口など

- ◎ カウンセリング
- ◎ 一時保護
- ◎ 自立支援援助など

保護命令に違反した場合

罰則 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金

